

直送済

平成28年(ワ)第280号 原状回復等請求事件

原 告 澤 正宏 外294名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

意見陳述書

(被告東京電力の主張の要旨)

平成30年5月28日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

被告東京電力は、弁論の更新に当たり、本件訴訟において、被告東京電力が今後主張する予定である内容の一部について、その要旨を以下のとおり陳述します。

<目 次>

第1 はじめに.....	2
第2 過失論について.....	3
1 予見可能性について.....	3
2 結果回避義務について.....	6
3 結果回避可能性について.....	7
第3 自主的避難等対象者の精神的損害の考え方について.....	8
第4 結語.....	13

第1 はじめに

1 本件訴訟は、原告らが、平成23年3月11日に発生した本件事故に関して、第1次訴訟では、原状回復請求並びに1人当たり月額5万円を基礎とする慰謝料等の支払いを求め、第2次訴訟では、精神的損害の一部請求等として1人当たり110万円の賠償を求めています。

2 しかしながら、まず、原告らが本件訴訟で求めている損害賠償請求は、本件原発の原子炉の運転等により生じた原子力損害（原賠法2条2項）の賠償請求に当たり、かかる「原子力損害」の賠償請求については、もっぱら原賠法3条1項が適用され、民法709条の責任原因に関する規定については適用がないと解されるものであり、この点については、いずれも既に言渡し済みの同種事案の判決においても、同様に判断されています。

したがって、原告らの被告東京電力に対する本訴請求については、原賠法3条1

項に基づく請求のみが問題になりますが、慰謝料額算定の考慮事情として被告東京電力の過失が問題となり得るとの指摘があることも踏まえ、この点についても今後主張する予定です。

以下においては、まず、過失論に関する被告東京電力の主張の概要を述べ、その後、本件訴訟の原告の多くは、その本件事故時の居住地が自主的避難等対象区域内に所在することから、自主的避難等対象者の精神的損害の考え方について述べることとします。

第2 過失論について

1 予見可能性について

(1) 原告らが「本件事故による損害」を主張している以上、本件訴訟における予見可能性の対象は、あくまでも、原告らが損害の発生原因であると主張する「実際に生じた本件事故の事実経過の基本的部分」を予見できたかどうか、という点について判断されるべきであり、本件事故の原因となった本件津波又はこれと同程度の津波を本件事故以前の事情に基づいて、被告東京電力が予見することができたか、という点が問題となります。

このように、予見可能性の対象としては、本件津波（最大浸水高：O. P. + 15.5メートル）と実質的に同規模の津波を考えるべきですが、原告らが予見可能性の対象とする本件原発1～4号機の敷地面であるO. P. + 10メートルを超える津波についても、本件事故以前の科学的知見をもってしても、そのような規模の津波の発生を科学的・合理的に予見することはできませんでした。

このことは、本件事故に至るまで日本海溝沿いの全領域において少なくともマグニチュード9クラスの地震が発生するとは考えられていなかったこと、原告らが重要視する「長期評価」を発表した地震本部や中央防災会議のような政府の専

門機関においてすら、本件地震の発生を一様に想定外であったと評価していることからも明らかです。

(2) 被告東京電力においては、本件事故以前において、わが国において定着し、国際的にも評価をされていた土木学会の「津波評価技術」に準拠して、本件原発の想定津波として、O. P. + 5. 4～6. 1メートルを想定して、これに対する安全設計を施しており、かかる想定津波に対して、敷地高O. P. + 10メートルを有する本件原発の安全性を確保し得ると考えていました。

また、その後の科学的知見についても評価・検討し、必要な見直しを行うとともに検討を行っていましたが、わが国の未曾有の天災地変であった本件地震に起因する本件津波は、地震に関する専門機関にとっても想定をはるかに超えるものであり、予見することはできなかったものです。

(3) 原告らが重視する長期評価は、本件事故以前において専門家の間で広く受け入れられた見解ではなく、長期評価を策定・公表した推進本部自身が、「発生領域」及び「発生確率」の各評価の信頼度をいずれも「C」としていることからも明らかなように、実証を欠く一つの仮説と受け止められていました。

一方、土木学会においては、長期評価の見解に基づく津波を「確率論的津波評価」の対象として検討しており、被告東京電力も長期評価の見解を「確率論的津波評価」の問題として扱っていたことが、本件事故以前における広く受け入れられた科学的知見の下で、法的な義務違反に当たるものであったとは評価し得ないものです。

(4) 被告東京電力が耐震バックチェックのための社内検討の過程で、平成20年5月に任意に実施した津波高さの試算（平成20年試算）については、あくまで明治三陸沖地震の波源モデルを福島県沖にそのまま持ってくるという極めて仮定的なものであり、安全設計の基礎として直ちに使用できるものではありませんでした。

また、そもそもその前提となる長期評価の見解については、専門家の評価が定まっていないものであり、長期評価の見解に基づく地震によって発生する津波を「確定論的津波評価」の対象として評価して安全設計を行うべきであるという考え方方が専門家の間において広く認識されているという状況にはありませんでした。そのような専門科学的な認識状況も踏まえ、また、福島県沖海溝沿いを震源とする大きな津波地震が発生することの切迫性が専門的観点から指摘されていたという事情もない中で、被告東京電力として、まずは土木学会に科学的知見の整理と波源モデルの設定を委託し、その専門的な結論を得た上で必要な対応をすると考えたことは、本件津波が発生する以前の広く受け入れられていた科学的知見からすれば不合理な対応であったとは評価し得ないものです。

(5) このように、本件事故以前において、いかなる事態が合理的に予見され、そのような事態に対する結果回避のための措置を講ずべき法的義務が発生するかという点については、東日本大震災が発生した後に得られた知見を用いるのではなく、それ以前において合理的であるとして専門家の間で広く受け入れられていた科学的知見に基づいて判断がなされなければならず、そのためには、本件事故以前に広く受け入れられていた科学的認識が何かをその時点の視点に立ってあるがままに的確に認定されることが必要です。

長期評価の見解は、確かに地震本部が公表した公的な見解ではありますが、本件事故発生以前にいかなる行為規範が存在したかについては、長期評価の見解の公表という事実のみによって認定・判断することは相当でなく、それが法的義務の基礎となるものである以上、長期評価の見解に対する専門家や防災実務家による評価等も総合的に考慮の上で判断されなければなりません。

この点、長期評価の策定に当たっては福島県沖海溝沿いそれ自体について特段の議論はなされておらず、むしろ多数の専門家においては、福島県沖海溝沿いにおいて大きな津波地震は起きないと考えられており、長期評価の見解もこのような考え方を覆す福島県沖海溝沿いに関する新知見に基づいたものではなかった

こと、土木学会の専門家においても、長期評価の見解を確率論的津波評価の対象として扱って検討を進めており、これを確定論的津波評価の対象として取り上げていなかったこと、中央防災会議においてもこれを防災対策の対象として取り上げていなかったこと、その他数多くの地震学者の認識状況等からすると、少なくとも本件事故以前において、長期評価の見解は、当時における相応の合理的根拠に基づき、福島県沖海溝沿いの津波地震に関する「確定論的津波評価」を実施すべきという一義的な行為規範には結び付くには至っていなかったというのが実情であるといえます。

そして、そのことには相応の合理的な理由があり、長期評価の見解が、従来の地震学の考え方と乖離があるものであり、広く専門家の間で受け入れられるには至っておらず、これを確率論的津波評価の中で検討するとしても、確定論としてこれを取り上げるべきというまでの認識には専門家の間でも至っていなかったというのが実情です。

佐竹証人及び島崎証人の尋問を実施した千葉地裁の判決は、長期評価の見解について、「必ずしも専門研究者間で正当な見解として通説的見解といえるまでには至っていなかった」と正しく認定しています。このように、長期評価に対する評価については、事故後の知見を排除して、本件事故以前において広く受け入れられていた科学的知見をありのままに評価したうえで、その当時において、いかなる行為規範が被告東京電力に課されていたと法的に評価できるかを判断する必要があると思料します。

2 結果回避義務について

次に、結果回避義務については、長期評価の公表後においても、原告らが主張するような本件原発の敷地高さO. P. + 10メートルを超える津波が襲来することが予見し得る状況にはなかったため、本件原発の敷地へ浸水することを前提とした対策を講ずべき義務が生じていたということはできません。

また、本件事故発生以前には、敷地高さへの遡上が予見される場合には、防潮堤や防波堤等の設置により敷地高さへの遡上自体を防ぎドライサイトを維持することが必要であると考えられていたため、敷地高さに津波が遡上し得ることを前提に安全対策を講じるという発想自体が本件事故発生以前には存在しませんでした。本件事故以前の科学的知見に基づけば非常用電源設備及びその附属設備の高所配置といった措置を講ずるべき法的義務が生じていたとは評価し得ず、また、そのような対策が津波に対する確実かつ有効な対策であるとは認識されていませんでした。

3 結果回避可能性について

結果回避可能性についても、予見義務及び結果回避義務が認められないことは先に述べたとおりですが、仮に、被告東京電力が2008年津波試算の結果得られた最大の津波に対して本件原発敷地への津波の侵入を防ぐ防潮堤の設置を行っていても、実際に生じた本件津波はその規模において試算に基づく津波の規模を大きく上回るものであり、これによって本件事故を回避することができたということはできません。

また、建屋の水密化については、本件津波の圧倒的な水流に照らせば、本件津波の越流に伴い敷地上の車両やタンク等の大きな構造物が漂流物として流されて、建屋に衝突し、水密化が維持されないことも想定されます。そもそも本件原発のタービン建屋については、内部溢水対策を講じるという観点から、非常用ディーゼル発電機室入り口扉の水密化等の溢水対策は講じられていましたが、本件津波の浸水高と圧倒的な水流によって浸水するに至っています。

そして、仮に被告東京電力が、各対策を準備するとしても、まず、福島県沖海溝沿いの領域に波源モデルを確定するために、実際に被告東京電力が行ったように、土木学会に審議を委託して想定すべき波源モデルを確定するには相応の時間を要すると考えられます。また、土木学会が「津波評価技術」における本件事故以前における波源の考え方を改めて、長期評価の見解に基づく波源を確定論的津波評価の

対象として想定すべきであるとの考え方を示した場合には、本件原発の安全確保のための基本的設計方針の変更に当たると考えられることから、原子炉等規制法に基づく本件原発の原子炉設置許可の変更申請及び変更許可を得るのに、相応の時間を要することが見込まれます。さらに、このほかにも福島県その他の自治体との調整の上で最終的な意思決定も必要となり、特に、2007年に発生した新潟県中越沖地震の影響によって地震対策が最優先事項となっていた状況において、各対策を施行完了するまでは、相当の期間が必要となりますので、遅くとも2006年に本件津波を予見していたとしても、上記各対策を本件事故発生時までに採りえたとまでは評価することが困難です。

以上が、被告東京電力の過失論に関する主張の要旨となります。

第3 自主的避難等対象者の精神的損害の考え方について

1 被告東京電力は、自主的避難等対象者のうち、妊婦・子ども以外の大人数に対して、賠償対象期間を本件事故発生当初の時期である概ね平成23年4月22日ころまでを対象として、1人当たり8万円の賠償を行っており、以下では、自主的避難等対象者の精神的損害の賠償期間として、平成23年4月22日頃までと解することが妥当であることを述べるものです。

2 まず、政府による避難指示等の対象区域に指定された区域の周辺の区域においては、政府による避難指示等の対象とはされていないものの、本件事故の進展状況や放射線被ばくに対する恐怖感や不安感から自動的に避難を選択した自動的避難者もいれば、引き続き滞在した滞在者もいます。

このような自動的避難等対象者である原告らの請求は、原賠法3条1項に基づく「原子力損害」、すなわち「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質

等の放射線の作用若しくは毒性的作用・・・により生じた損害」の賠償を求めるものである以上、原告らが本件事故後に置かれていた状況を基礎として、本件事故による放射線の作用により発生した損害賠償の範囲が検討されなければならないというべきです。

そして、確かに、政府による避難指示等の対象区域外の住民においても、特に本件事故発生当初の時期においては、情報も錯綜し、自身や家族の健康に影響が生じるとの恐怖心や、本件事故の重大化、放射線被ばくに対する不安感が生じていたといえます。しかし、このような恐怖感や不安感に基づく精神的苦痛が、すべて損害賠償による慰謝の対象となることを意味するということはできません。本件事故に起因して、多くの国民の内心に何らかの変化が生じたとみられるところ、その内、避難指示を受けていない者の恐怖感や不安感なども千差万別であり、それが法律上保護に値し、精神的損害の賠償をもって精神的苦痛を慰謝しなければならない範囲には、原賠法上、おのずから限界があるものといえます。

この点、自主的避難等対象者に該当する原告らは、

- (ア)一定の客観的な情報を基礎として、
- (イ)避難又は滞在を選択する主観的な意思決定を行い、その結果、
- (ウ)客観的に、自主的避難を実施し、又は引き続き滞在した、ものです。

したがって、自主的避難等対象者の恐怖感や不安感が法律上保護に値するかどうかを検討するに当たっては、まず、原告らによる意思決定の基礎となるべき情報（例えば、本件原発との距離、本件原発の事故の経過、線量情報など）を踏まえて、自主的避難実行者については、意思決定に至るまでの恐怖感・不安感や、自主的避難実行後の避難先での精神的苦痛について、法律上保護に値し、精神的損害の賠償をもってその精神的苦痛を慰謝しなければならないかを検討する必要があります。ただし、原告らの意思決定の基礎となるべき情報は、時間の経過に伴い更新されるものであることに留意する必要があります。

また、滞在者については、本件事故以降の不安感について、法律上保護に値し、

精神的損害の賠償をもってその精神的苦痛を慰謝しなければならないかを検討する必要があります。

そして、これが肯定される場合、賠償対象とされるべき期間はいつまでか（賠償対象期間）、精神的苦痛を慰謝するための精神的損害の金額はどの程度か（賠償額）という点について検討することが必要になります。

3 そこで、本件事故後の政府の対応や報道等によって、原告らの意思決定の基礎となり、内心に影響を与えた可能性のある事情を概観すると、以下のような事実が認められます。

ア 本件事故が我が国で未曾有の原子力事故であり、本件事故発生後も原子炉の状況が安定しない時期が続いたこと

イ 本件事故発生当初の時期において、避難指示等対象区域外の居住者においても、今後の本件事故の進展について恐怖や不安を感じることもやむを得ない状況が存在し、また、政府による避難指示の対象とされていない中でも、本件事故以前よりも高い空間放射線量が計測され、それによる健康被害についても不安を感じ、懸念せざるを得ない状況も存在したと考えられること

ウ 他方で、同時に、本件事故の直後である3月16日頃から、避難指示等対象区域外における空間放射線量によって直ちに健康影響が生ずるものではなく、今後の推移を見守る必要があるとの専門家の意見が繰り返し地元紙及び全国紙において報道され、専門的な知見に基づき冷静な対応をとることが促されており、避難指示等対象区域外の居住者が避難することが科学的に必要であるという論調は見当たらないこと

エ 本件原発の状況についても連日報道され、原子炉の冷却に向けての取り組みや電源復旧の進展状況や汚染水の問題が生じている中で、4月17日には、事故の収束に向けての道筋が公表され、今後6～9ヶ月程度で原子炉の冷温停止を目指すスケジュールが公表され、冷温停止のためになすべきことが明確化されるなど

収束に向けての方向性が示されていること

- オ 3月下旬以降は本件原発敷地内での汚染水の問題なども報道されているものの、避難指示等対象区域外における空間放射線量の状況は3月16日以降日々報道がなされ、時間の経過とともに大きく低減していることが報じられており、汚染水の問題等の本件原発の敷地内の状況によって避難指示等対象区域外の居住者の生活環境中の放射線量が上昇するという状況にはないこと
- カ 4月7日には、一部の地域を除き、福島県内の避難指示の対象外の地域において、農家に対する作付け延期要請が解除され、避難指示等対象区域外での農業再開が見込まれる状況になったこと
- キ 4月19日には文部科学省・厚生労働省より、小・中学校等の校庭・園庭利用の基準として毎時3.8マイクロシーベルトの基準が示され、4月末にかけて学校での屋外活動の制限が概ね解除されたことが報道されていること
- ク 4月22日には、避難指示区域と接する20～30キロメートル圏内において屋内退避区域の指定が解除され、計画的避難区域に指定された一部区域を除いて、緊急時避難準備区域として再編され、指示内容が緩和されるに至っていること
- ケ 自主的避難等対象区域の空間放射線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回る水準で推移しており、時間の経過とともに低減していることも新聞によって日々報道されていること
- コ 自主的避難等対象区域内では、平成23年3月下旬から企業が、4月以降は学校の授業も開始されていること
- このように、本件原発の状況や避難指示等対象区域外の空間放射線量の状況、社会的活動の状況、避難指示等対象区域外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見に関する情報等は、新聞報道等によって本件事故発生直後から繰り返し情報提供がなされており、政府及び自治体からも住民に対して冷静な対応が繰り返し呼びかけられているという実情が認められます。
- そして、その結果として、自主的避難等対象区域内の居住者はそのほとんどが自

主的避難をしていないという事情も認められ、この点は、新聞報道等によって情報の提供がなされたことにより、事態が広く冷静に受け止められていたという実情を示すものということができます。

4 このように、本件事故後の状況の下、自主的避難等対象区域内の居住者においては、恐怖や不安を感じざるを得ない状況が存在しつつも、他方で、本件原発に対する対処の状況や当該区域内の空間放射線量の状況や科学的な知見等に基づき、そのような不安を打ち消し、緩和するに足りる情報の提供もなされており、また、4月下旬にかけての時間の経過の中で、放射線量の低下や学校や企業の再開なども進み、生活も落ち着きを取り戻しつつある状況が窺われます。

このような諸事情を総合すると、自主的避難等対象区域内に滞在することにより慰謝料を基礎付ける程度の相当程度の恐怖感や不安を抱くことがやむを得ないと認められる期間としては、本件事故発生当初の時期として、概ね平成23年4月22日頃までと解することが相当であると考えるものです。

5 なお、平成23年4月22日頃以降においても、自主的避難等対象者の不安な心理は継続し、完全に払拭されるとはいえないとも考えられますが、先に述べたとおりの状況からすれば、4月22日頃以降においても、本件事故の放射線の作用によって自主的避難等対象者の法的利益が引き続き侵害されている状態にあるとまで解することは困難であり、精神的損害の賠償の対象となるべき「相当程度の不安感」が生じていたのは4月22日頃までであると解することが相当であると考えられます。

6 そして、この理は、自主的避難実行者であると滞在者であるとを問わず、妥当するというべきです。まず、滞在者については、滞在に伴い上記のような不安や恐怖を感じるとしても、精神的損害の賠償の対象として評価すべき相当程度の恐怖や不

安を抱かざるを得なかったと考えられるのは、先に述べた諸事情を踏まえれば、概ね4月22日頃までと解されます。また、自主的避難実行者についても、「避難」とは、移転や移住とは異なり、一定の危険を回避するために、居所を一時的に移動することをいうものと解されるところ、避難の原因となった危険の状況について、新聞報道等により情報の提供がなされ、自己が置かれている立場について情報がないとはいえない状態となり、社会的にも避難指示等対象区域外においてそのような認識が受け入れられるに至り、社会活動も再開されるという状況に至った場合には、以後の自主的避難を継続することには法的見地から合理性があるとは評価し得ないものというべきです。

7 以上のとおり、本件事故後の状況を踏まえれば、自主的避難等対象区域内に滞在することにより慰謝料を基礎付ける程度の相当程度の恐怖感や不安を抱くことがやむを得ないと認められる期間としては、本件事故発生当初の時期として、概ね平成23年4月22日頃ころまでと解することが相当であると評価できます。

今後、この点については具体的に主張立証を行う予定です。

第4 結語

被告東京電力は、今後、本日述べた点を含めて、過失論に関する原告らの主張に対する反論を行うとともに、損害論に関する主張立証、反論を行うことを予定しています。

以上